

公 募 要 領

1. 事業名 令和2年度戦略的芸術文化創造推進事業「生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバン」運営業務

2. 事業の趣旨

本事業は、戦略的芸術文化創造推進事業の一環として、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各地で中止・延期等を余儀なくされた文化芸術に対する関心と熱意を盛り上げるべく、活動再開に向けた十分な支援を行い、各地域で多種多様な文化芸術体験の機会創出を通じ、地域の活気を取り戻すという課題を解決するために実施する。

3. 事業の内容

別紙仕様書のとおり。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(3) その他

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ② 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③ 自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 法人活動の本拠としての事務所を有すること。

5. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和3年3月31日

事業規模：1,317,000千円（見込）

・うち文化芸術団体等が実施する事業に係る経費（事業を実施する文化芸術団体等に対して、受託団体が支払う経費）

1,287,000千円

・うち受託団体が本事業の事務遂行に要する経費（受託団体の事務費）

30,000千円

採択予定件数：1件

6. 選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、文化庁長官が学識経験者等から構成される協力者会議に諮って審査し、選定する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

7. 公募説明会の開催

開催日時：令和2年7月6日（月）11時

開催場所：文化庁第二会議室（旧文部省庁舎2階）

8. 参加表明書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は下記9. (1)へE-mail又はFaxにより参加表明書を提出すること。併せて送信した旨を電話連絡すること。

(2) 提出期限：令和2年7月10日（金）18時（必着）

9. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官（芸術文化担当）付 新文化芸術創造活動推進室 国際発信拠点担当

TEL：03-5253-4111（代表）（内線3145）

FAX：03-6734-4857

E-mail：glocal@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

提出書類は、下記(3)(4)の要領で作成し、郵送もしくは持参により提出すること。

なお、郵送の場合は特定記録郵便等配達を証明できる方法で送付すること。

【郵送の場合】

特定記録郵便等配達を証明できる方法で送付すること。

【持参の場合】

受付時間 平日10時から18時まで（12時から13時までを除く）

(3) 提出書類

- ① 企画提案書（様式1～3）・・・・・・・・・・・・・・ 7部（正本1部，複写6部）
- ② 組織概要（要覧，会社案内，定款，寄附行為等）・・・ 7部
- ③ 直近2期分の決算資料・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ⑤ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・ 7部
- ⑥ その他必要と思われる資料・・・・・・・・・・・・・・ 7部

(4) 企画提案書の作成方法

- ① 用紙の大きさはA4縦版，横書きとする。ただし，図表等については必要に応じA3版の折り込みも可とする。
- ② 書類は，日本語及び日本国通貨で作成すること。
- ③ 書類の作成・提出にかかる費用は選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また，提

出された企画提案書等については返却しない。

④ 企画提案書（様式1～3）は、合計20ページ以内とする。

(5) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和2年7月17日（金）18時必着

提出先：上記（1）に示す場所

締切日後の書類の修正，変更，追加等は一切認めない。

10. 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別に再委託する計画がある場合は、その再委託先についても誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とする。

11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合は、採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費については国が負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 公募開始 | 令和2年6月26日（金） |
| (2) 公募説明会 | 令和2年7月6日（月）11時
場所：文化庁第二会議室（旧文部省庁舎2階） |
| (3) 企画提案書提出締切り | 令和2年7月17日（金）18時 |
| (4) 審査・選定 | 令和2年7月中 |
| (5) 業務計画書の提出 | 審査結果通知後すみやかに |
| (6) 契約締結及び事業開始 | 令和2年8月予定 |
| (7) 契約期間 | 契約締結日から業務が完了した日又は令和3年3月31日の
いずれか早い日までとする。 |

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることにも十分留意すること。なお、再委託先等がある場合は、この旨を再委託先等にも十分周知すること。

1 3. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は協力者会議が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合は、速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。速やかに契約を締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は、再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
 - ・委託業務経費（再委託に係るものも含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
 - ・再委託に係る業務委託経費内訳
 - ・銀行振込依頼書
- (7) 事業実施に当たっては、文化庁委託業務実施要領に定めるところによること。
(文化庁委託業務実施要領：<http://www.bunka.go.jp/qa/itaku.html>)